

第 8 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年8月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、第8回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第5 | 非農地証明願いについて |
| 日程第6 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第8 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

10 番 三品 英樹

3、農地利用最適化推進委員

19 番 鈴木 陽

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第8回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、2番渡邊等委員、3番佐野智幸委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。今回報告いたします4件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、資材置場に転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、非農地証明願について、を議題といたします。 事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、1件受理いたしております。願出人・土地の所在・非農地となった事由等については、議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては亡父が農地法の届出をせずに住宅敷地及び通路として転用していたことが相続後に判明したものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の4頁をご覧ください。農地法第3条では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件について定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について①全て効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の農地利用に支障がないこと以上の要件をすべて満たす必要があることから、許可申請書が提出される際、事務局においては、申請者に対して農地台帳の内容確認や聴取を行ないながら受付を行なっております。総会の議案とするに当たっては、当番委員の立ち会いの下、当事者・関係者からの聴取調査および現地調査を行なっております。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号1の説明願います。
小 田 原 委 員		先月保留となっていた件なのですが、8月9日に改めて委員3名、事務局1名の4名で聞き取り調査を行いました。先月の総会で今後の営農計画等について再確認になった点について確認しました。まず1点目、今後の営農計画について、1年目の土づくりをするため、大麦を作付けすることでした。2年目以降、土壌が改良したら野菜を作付けし、スーパー等

		に卸したいとのことでした。野菜としてはトマト、豆類、芋、いろいろな野菜を作付けしたいと考えているそうです。また、名取から岩沼に来て耕作をしているという理由について、農地を探していた自宅周辺農地は集約されており、申請地は、所有者の方と一緒に管理をしまして、所有者から売買の打診があったため、見知った土地で周辺住民ともコミュニケーションが取れていることから、所有権を取得したいとのことでした。また、野菜作りに使う機械については、はじめのうちは軽トラックで運んで持っていきたいとのことでした。今後は申請地の一部に倉庫を建てて、機械等を収納したいと考えているようです。確認した結果、申請に問題ないと思われます。再度、皆様にご審議の程よろしく申し上げます。以上です。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。前回ちょっと問題になった件で、私達も参加をして10項目くらい質問をしていろいろと聞いたのですが、10年後も家族でやるということで、その辺のお話もいろいろとしました。今の説明でどうでしょうか。よろしいですか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1は、申請のとおり許可することに決しました。
議 鈴木推進委員	長	つづいて、担当委員から整理番号2の説明願います。 至る8月22日に、委員3名と事務局2名で現地の確認を行いました。申請内容については、議案書のとおりです。所有権移転の経緯については、譲渡人が相続をしましたが、面積が少なく自分も農家でないことから、今後の管理が難しいために隣地の所有者に譲り渡すものです。譲り渡しの希望は、無償で移転するものです。申請地は田んぼの畦畔となっており、周囲の農地は適切に耕作されていました。隣地の所有者に所有権を移転することにより、農地の集約することから申請者は問題ないと考えておりますので、ご審議のほど、宜しく申し上げます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田(幸浩)委員		この件の直接の質問というよりは、譲渡人の理由が管理することが困難

		なためとあるのですが、名前のあとに年齢を書いて頂くことは可能でしょうか。その方がわかりやすいのですが。
議	長	事務局の方でいかがでしょうか。
橘 川 係	長	追加することはできますので、追加させていただきます。
議	長	今後このような事例がありましたら、追加で記入をお願いします。
橘 川 係	長	はい。了解しました。
議	長	その他ありませんか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見の整理番号 2 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 2 は、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第 7、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要を説明願います。
古 積 事 務 局 長		議案書の 5 頁から 9 頁まで、議案関係資料の 5 頁以降をご覧ください。
事 務 取 扱		なお、今回申請の案件は 11 件ございますが、転用事業としては、整理番号 1～7 までで 1 件、整理番号 8～11 までで 1 件の計 2 件となっております。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号 1～7 について説明願います。
鎌 田 委 員		まず、議案書の 5 頁から 7 頁まで、議案内容は一緒です。16 筆ほどあります。内容は、現状は田んぼですが、今回賃貸借ということで貸付人がそれぞれ 6 名おられます。借受人は議案に記載のとおりです。転用目的は、鉄道敷地で新幹線設備の保守用仮設基地を設置したいということで、使用期間は令和 25 年 3 月 31 日までの予定をしています。先週、現地の確認を行いました。別紙の地図 5 頁、6 頁をご覧ください。面積は、22,394 m ² 、2 丁 2 反ほどあります。かなりの面積です。現地を確認しましたが、現在は耕作しておらず、きれいに草刈りがされておりました。農業用の排水とかですが、そちらの方は一切水を取ったり排水したりはしないということだったので、現状のままで用水路を使用していくというかたちになります。建てるものは、セメントのサイロ 4 つ、水槽タンクが 6 つ、発電機等を含めた仮設基地を建設するようです。さらに今回資材置場を 8

		反、他に事務所、駐車場60台分確保する予定になっております。そういったことで、周りの農地には影響しないように、土砂とか崩れないようにしますということで説明がありました。また、隣接する道路の交通量が多いことから、出入りする際に事故に気を付けるように話しました。特に、今回我々が見た感じでは問題点はないと考えております。皆さんの方からご審議頂きまして、宜しくお願い致します。以上です。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
木 皿 委 員		貸付期間がだいぶ長いのですが、今この貸付している人たちは自作しているのですか。
鎌 田 委 員		農事組合法人で、まとめて作られていると聞いています。
木 皿 委 員		わかりました。
議	長	その他にありませんか。
川 村 委 員		長い期間なんだけど、普通、ここ雨とか降ったら水が溜まるんだよね。下はどんなふうにするのでしょうか。下に全部、水が流れるのですか。
鎌 田 委 員		田んぼの水は流れると思います。従来の排水はそのまま利用するので、雨水はそこを通じて流れる。説明書を読ませていただくと、50cmほど土盛りして、田んぼの面に鉄板をしくとのこと。他にあしをつけて全部出すと思います。ですから今の現状の排水路は一切触らないかたちです。
川 村 委 員		雨水はそっちに全部流れてしまうということなんだね。下はもう杭とかうって埋めてしまうからね。
鎌 田 委 員		今までの従来の排水路は一切触らないままで、絵を見ると高さを上げて足場を組んでその上に全部たてているので、雨が降ってもその下を今まで通り流れていくと思います。それ以降に強い雨が降った場合は分かりませんが、今までの排水路はそのまま活用できると認識しています。
議	長	今の説明に対して、まだありますか。
川 村 委 員		ないです。
議	長	事務局から何かありますか。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		はい。鎌田委員がお話されたように、その農地は県道側から一番下流に河川が流れていて、そこが通常排水路になっていて、最終的な排水路になっている大きな河川があります。田んぼの脇に用排水の水路もありますけれども、そこは手を付けないとのことでしたので、通常雨が降ったものは、そのまま、その排水路を通して下の河川に流れ込むということになりますので、通常考えられる量の雨であれば、問題なく排水されるのかなと思っています。ただ、先程お話されたように台風とかとなりますと、現状が田

		いうことになります。位置図右下の土地は新設で、増設するかたちになります。この申請地の東の方が 1m50cm ぐらい下がっています。そこに 2m ぐらい盛土しまして、その東側の周辺には水が入らないように傾斜をつけて西側に流すと伺いました。というわけで 4 件、内容的には問題ないかと思しますので、ご審議の程よろしく願います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
菅 原 委 員		駐車場は、現状も含めて砂利敷きにする予定ですか。
佐 野 委 員		現状は砂利敷きで、ロープを張って区別しています。
議	長	菅原委員、よろしいですか。
菅 原 委 員		はい。
議	長	その他に。長田委員、手を挙げたようですが。
長田(幸浩)委員		はい。これを全て駐車場にすると、現状約 250 台の収容とあるのですが、何台になるのですか。
橘 川 係 長		今回の申請で全部あわせると、132 台増設するということになっています。以上です。
議	長	よろしいですか。
長田(幸浩)委員		はい。
議	長	その他ありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 8～11 までは、申請のとおり許可相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 8～11 までは、申請のとおり許可相当として県に進達することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (9 番 鎌田委員 着席)
議	長	鎌田委員に報告します。当該案件については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第 8、議案第 3 号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長		議案書の 10 頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農
事 務 取 扱		業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき農用地利用集積計画案を

		作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が4件、5筆で、合計面積は6,552㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、8月30日を予定しております。なお、お配りした利用権設定の整理番号4については、利用権を設定する者の記名・押印がなされておきませんが、これは貸し手が会議当日に来られなかったものの、「期間10年、賃借料反当30kg」という条件については合意がなされており、郵送にて対応していることによるものです。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、利用権設定の3番及び4番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議するため、先に1番及び2番について質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画の内、利用権設定の1番及び2番については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号農用地利用集積計画の内、利用権設定の1番及び2番については、計画案のとおりとすることに決しました。
議	長	つづいて、利用権設定の3番及び4番について、審議しますので、12番 渡邊朗子委員は、除斥となります。 (12番 渡邊委員 退席)
議	長	それでは、利用権設定3番及び4番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画の内、利用権設定の3番及び4番については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号農用地利用集積計画の内、利用権設定の3番及び4番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (12番 渡邊委員 着席)
議	長	渡邊委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決まし

議

長

た。

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第8回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時12分閉会

上記は、会議の顚末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 2 番 _____

委員 3 番 _____